

平成二十五年十二月六日受領
答 弁 第 九 四 号

内閣衆質一八五第九四号

平成二十五年十二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る現安倍内閣における文部科学大臣の当時の発言等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る現安倍内閣における文部科学大臣の当時の発言等に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十二年十月二十九日の衆議院文部科学委員会及び平成二十三年六月一日の衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、お尋ねのような発言があったことは承知している。

二について

先の答弁書（平成二十五年十一月十二日内閣衆質一八五第三八号。以下「三八号答弁書」という。）二から四までについて及び先の答弁書（平成二十五年十一月二十二日内閣衆質一八五第六六号。以下「六六号答弁書」という。）三及び四についてでお答えしたとおりである。

三について

お尋ねは、檢察審査会の判断についての評価を問うものであり、政府として答弁することは差し控えた
い。

四及び五について

お尋ねに関し、政府としての認識は、三八号答弁書二から四までについて並びに六六号答弁書三及び四について及び五から七までについてでお答えしたとおりである。お尋ねが下村文部科学大臣個人の認識に関するものであれば、政府としてお答えすることは困難である。